

第 5 章

プランの推進

第5章 プランの推進

1 プランの推進体制

(1) 松阪市男女共同参画審議会の機能発揮

男女共同参画の効果的な推進には、外部機関として条例に基づき設置された審議会の役割が重要です。松阪市が実施する男女共同参画に関する施策の進捗状況や効果について評価・提言を求め、松阪市男女共同参画審議会の機能が十分に発揮されるよう努めます。

(2) 松阪市男女共同参画施策推進委員会の機動的開催

男女共同参画に関する施策を一体的に推進するため、副市長を委員長とする関係各課の課長等の委員による松阪市男女共同参画施策推進委員会を機動的に開催し、施策の総合的かつ効果的な推進を図るとともに、施策の内容や進捗状況などの評価・見直しを行います。

2 関係機関との連携

プランが目標とする男女共同参画社会の形成に向けた取組みは、国際的な動き、国や県の動きと連動しながら進める必要があります。国・県・近隣市町や男女共同参画を推進する組織・団体等との協力体制を強化し、連携して男女共同参画社会について研修や啓発活動等の一体的な取組みを推進します。

3 プランの施策実施状況の評価

男女共同参画プランを実効性のあるものとして着実な推進をはかるため、男女共同参画推進にかかる指標を設定します。また、施策を推進するため、施策の実施状況について定期的に進捗状況を調査し、評価、見直し、公表を行い、プランの進行管理を行います。

4 推進のための調査、情報の収集と提供

男女共同参画社会の形成についての市の実態把握のために、定期的に市民意識調査・企業調査等を実施します。また、男女共同参画社会の形成の促進に関する情報を収集し、職場、家庭、地域等あらゆる分野において、男女共同参画の取組みの推進に資するよう市民に提供します。

5 推進のための指標

基本施策Ⅰ．男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進

指 標	担 当 課	現状値	目標値 (令和 7 年度)
男女の地位が平等になっていると思う市民の割合【社会通念、慣習、しきたりなど】	人権・男女共同参画課	15.6% ⁽¹⁾	25.0%
「男は仕事、女は家庭」という考え方に反対する市民の割合	人権・男女共同参画課	54.2% ⁽¹⁾	65.0%

(1) 令和元年度松阪市市民意識調査より

基本施策Ⅱ．政策・方針決定の過程における男女共同参画の推進

指 標	担 当 課	現状値	目標値 (令和 7 年度)
市の審議会等における女性登用率	関係各課	33.7% ⁽²⁾	35.0%
市職員の女性管理職比率	職員課	27.9% ⁽²⁾	30.0%

(2) 令和 2 年 4 月 1 日時点の数値

基本施策Ⅲ．ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の啓発と推進

指 標	担 当 課	現状値	目標値 (令和 7 年度)
余暇の充実度	人権・男女共同参画課	64.6% ⁽³⁾	65.0%
男女の地位が平等になっていると思う市民の割合【職場】	人権・男女共同参画課	21.9% ⁽³⁾	30.0%

(3) 令和元年度松阪市市民意識調査より

基本施策Ⅳ. 身近なくらしの場における男女共同参画の推進

指 標	担 当 課	現状値	目標値 (令和 7 年度)
男女の地位が平等になっていると思う市民の割合【家庭生活】	人権・男女共同参画課	30.1% ⁽⁴⁾	40.0%
男女の地位が平等になっていると思う市民の割合【地域社会】	人権・男女共同参画課	27.1% ⁽⁴⁾	40.0%

(4) 令和元年度松阪市市民意識調査より

基本施策Ⅴ. 生涯を通じた心身の健康と生活支援

指 標	担 当 課	現状値	目標値 (令和 7 年度)
健康だと思っている市民の割合	健康づくり課	78.4% ⁽⁵⁾	80.0%

(5) 令和元年度松阪市市民意識調査より

基本施策Ⅵ. 男女共同参画を阻害する暴力等への取組み

指 標	担 当 課	現状値	目標値 (令和 7 年度)
D V被害を受けたとき、公的機関等に相談した市民の割合	人権・男女共同参画課	17.9% ⁽⁶⁾	30.0%

(6) 令和元年度松阪市市民意識調査より